

第9期

相模原市分別収集計画

令和元年5月

相模原市環境経済局資源循環部

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられていた社会経済・ライフスタイルを見直し、「循環型社会」を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においても、この「循環型社会」の実現へ向け、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）といういわゆる「3R」に、不要なものは買わない、断るという考え方のリフューズ（発生抑制）を加えた「4R」を推進し、多くの施策に取り組んできた。

このような中で、廃棄物行政を取り巻く環境の変化に対応するため、平成31年3月に第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、「ともにつくる 資源循環都市さがみはら」を基本理念として、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に連携・協力しながら、ごみの発生・排出抑制や環境負荷の低減をめざすこととしている。

相模原市分別収集計画は、こうした状況を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集の方針を示すものである。

2 基本的方向

本計画は、基本計画が示す次の取組の柱を踏まえて実施する。

（1）ごみの更なる削減

循環型社会への移行を加速するため、「4R」（ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用）を更に推し進めたライフスタイルやビジネススタイルをめざす。

（2）ごみの適正な処理

ごみの排出から収集・運搬、処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であるため、廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理するとともに、環境負荷の低減に努める。

（3）ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政がより積極的に連携の強化を図るとともに、それぞれが独自に啓発活動や美化活動に取り組むことにより、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりを進める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間（令和2年度～令和6年度）とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	50,387t	50,372t	50,310t	50,251t	50,191t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、次の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場により役割を分担し、相互に連携・協力を図る。

（1）過剰包装やレジ袋等の削減

マイバック、マイ箸、マイボトル等の利用促進をするため、利用時の割引やポイント付与等、また、レジ袋削減や簡易包装導入など、事業者への働きかけの強化を図る。

（2）リユースの促進

リサイクルスクエアにおける情報発信の強化、フリーマーケットやリサイクルフェア等のイベントにおける4RのPRの推進、ウェブによるフリーマーケット等、民間事業者との連携によるリユース促進策の検討など、様々な機会を捉え、4Rに関する事業や情報の提供を強化する。

（3）情報発信や環境教育の推進

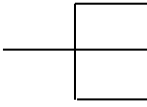
ごみの分別アプリ、ホームページ、動画等の電子媒体を活用した情報発信の推進を図る。

また、将来を担う若い世代を対象に出前講座、ワークショップ等の実施を行う等、継続的な環境教育の推進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び市におけるこれまでの分別収集への取組などを総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、中間処理を委託する民間事業者の施設、収集体制、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん類
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;">  <ul style="list-style-type: none"> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 </div>	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラ製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	886t		873t		859t		845t		831t	
主としてアルミ製の容器	1,056t		1,056t		1,055t		1,054t		1,052t	
無色のガラス製容器	(合計) 1,990t		(合計) 1,980t		(合計) 1,968t		(合計) 1,956t		(合計) 1,943t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)
	1,990t		1,980t		1,968t		1,956t		1,943t	
茶色のガラス製容器	(合計) 1,224t		(合計) 1,218t		(合計) 1,210t		(合計) 1,203t		(合計) 1,195t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)
	1,224t		1,218t		1,210t		1,203t		1,195t	
その他のガラス製容器	(合計) 1,030t		(合計) 1,041t		(合計) 1,050t		(合計) 1,059t		(合計) 1,068t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)
	1,030t		1,041t		1,050t		1,059t		1,068t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	85t		83t		81t		80t		78t	
主として段ボール製の容器	6,044t		6,074t		6,099t		6,123t		6,141t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3,809t		(合計) 3,828t		(合計) 3,843t		(合計) 3,859t		(合計) 3,870t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)
	3,809t		3,828t		3,843t		3,859t		3,870t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 1,668t		(合計) 1,677t		(合計) 1,683t		(合計) 1,690t		(合計) 1,695t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)
	1,668t		1,677t		1,683t		1,690t		1,695t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 6,445t		(合計) 6,490t		(合計) 6,529t		(合計) 6,568t		(合計) 6,601t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)
	6,445t		6,490t		6,529t		6,568t		6,601t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

【算定方法】

直近年度（平成30年度）の分別基準適合物等の収集実績×増減傾向（※1）×人口増減率（※2）

※1 資源分別回収事業を委託事業化した、平成25年度以降の過去6年間の増減傾向を推計

※2 平成27年国勢調査から推計

【推計人口（平成27年国勢調査ベース）】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
722,774人 (対前年度比)	722,447人 (対前年度比)	721,646人 (対前年度比)	721,148人 (対前年度比)	719,617人 (対前年度比)
99.96%	99.95%	99.89%	99.93%	99.79%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

相模原地域では、昭和61年度からびん類（リターナブルびん・カレット）、かん類（スチール缶・アルミ缶・家庭用金物）、紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）、布類を地区自治会連合会・資源回収業者・市の三者協調方式により資源として分別回収していたが、平成22年3月末からは市の委託事業とした。

また、平成11年度からペットボトル、平成12年度からは白色トレイをスーパー・コンビニ等の協力を得て市による拠点回収を開始した。

さらに、相模原地域では、平成18年10月からペットボトル、その他のプラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別回収を開始し、全品目（白色トレイはプラスチック製容器包装に含む）がごみ・資源集積場所での定期回収となった。

津久井地域においては、平成13年度から、びん類、紙パック、ペットボトルを加えて8品目の資源分別回収を開始した。

市町合併により、相模原地域と津久井地域において、ごみ・資源の収集品目や収集回数に相違が生じたが、平成21年3月に相模原地域における資源の収集体制に統合した。

なお、ペットボトル・白色トレイの拠点回収は、平成24年3月末をもって終了した。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
かん	スチール	かん類	委託事業者による定期回収（週1回）	委託事業者
	アルミ			
びん	無色のガラス	びん類		
	茶色のガラス			
	その他のガラス			
紙	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	プラスチック製容器包装	プラ製容器包装		

※かん類、びん類、紙パック及び段ボールについては、引き続き集団資源回収を実施する。

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管等については、市が中間処理を委託する民間事業者の施設で行う。

	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理	
スチール	かん類	透明又は半透明 の袋	パッカー車 又は 平ボディ車	市の委託処理施設（選別・圧縮・保管施設）	
アルミ					
無色のガラス	びん類				
茶色のガラス					
その他のガラス					
飲料用紙製容器	紙パック				十文字に縛る
段ボール	段ボール				十文字に縛る
その他の紙製容器包装	紙製 容器包装				十文字に縛るか、 紙袋に入れて 十文字に縛る
ペットボトル	ペット ボトル	透明又は半透明 の袋			
プラスチック製容器包装	プラ製 容器包装				

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の資源化の促進、収集物の更なる質の向上をめざし、以下の取り組みを進める。

(1) ごみの資源化の拡大

子ども会や自治会等の市民団体による集団資源回収を促進するため、集団資源回収の意義やその効果等を広報等により周知し、回収量・実施団体登録数の拡大を図る。

また、更なる資源化を図る観点から、剪定枝等の新たなリサイクルシステムの構築に向けて取組を進めるとともに、使用済の小型家電製品に含まれる金、銀、銅等の有用金属のリサイクルについても、拡大を図る。

(2) 4Rに関する情報発信や環境教育の推進

本市の分別ルールに慣れていない転入者、外国人及びごみの減量化・資源化への関心が低い若い世代に、不動産業者や大学との連携による排出ルールの情報提供を行う。

また、ごみ・資源の収集量、集団資源回収の実績及び資源の行方など、現状や取組の効果について、写真・イラスト、映像等により分かりやすく「見える化」し、情報提供の充実を図る。